

「障害者控除対象者認定書」をご存じですか？

65歳以上の方で、申請により町が障害者に準ずると認定をした方に、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象者 ● 認定基準日において、要介護認定を受けている方および精神または身体に障害のある方 ※認定基準日は、申告の対象となる年の12月31日です。(基準日以前に死亡された場合は死亡日を基準とします) ※介護保険の認定審査資料等を基に認定します。

申請方法 ● 対象者の印鑑をご持参の上、保健福祉センター内で申請してください。

※本人以外が申請者である場合、申請に来られた方の身分証明書、印鑑が必要です。

注意事項 ● 介護保険の要介護(要支援)認定を受けていない方は、別途、医師の診断書が必要です。

問合せ ● 保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185

健康保険が使える場合と、使えない場合があります

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設で、医療機関ではないため健康保険が使える範囲が限られています。健康保険が使えるのは外傷性による負傷の場合のみで、内科的原因によるものや慢性的な症状等には使えません。

施術を受けたあとで健康保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので十分注意しましょう。

健康保険が使える場合

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫(ねんざ)、挫傷(ざしょう)等と判断され、施術を受けたとき ※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

健康保険が使えない場合

- 単なる肩こりや筋肉疲労
病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)が原因の痛みやこり
脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
健康保険が適用される同一の負傷において同時期に医師を重複してかかること
労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

問合せ ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

町の税金がコンビニで納付できます

町税は、全国のコンビニで夜間・休日も含めいつでも納付できます。

納付する場合は、納付書に記載されている指定納期限内に納付してください。なお、各金融機関、郵便局、かとり農業協同組合多古支店および役場出納室窓口でも今までどおり納付できます。 ※納付書1件当たりの納付金額が30万円を超える場合、コンビニでは納付できません。

問合せ ● 税務課収税係 ☎ 76-5402

知っていますか？特別障害者手当と障害児福祉手当制度

身体または精神に著しく重度の障害があるため、在宅での日常生活において常に特別な介護を必要とする方に、その負担の一助となることを目的とした制度です。

受給資格が認定されると、申請月の翌月分から支給月の2月・5月・8月・11月に前月分までの手当が支給されます。

特別障害者手当

重度の障害があるために、在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

給付額 ● 月額27,200円

障害児福祉手当

重度の障害があるために、在宅で常時介護を必要とする20歳未満の方

給付額 ● 月額14,790円

※本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合、手当は支給されません。

問合せ ● 保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

携帯電話で利用する電波帯の拡大に伴うテレビの「受信障害」対策を実施しています

2月20日(木)から町内の一部の地域において、各携帯電話事業者が新しい電波(700MHz帯)を使用する予定です。これに伴い、一部のテレビ映像に影響が出る可能性があります。テレビ映像に影響が生じた場合は、無償で※700MHz利用促進協会が回復作業を行いますのでお問い合わせください。今後、町内全域が対象となり、順次作業が進められる予定です。

- 当協会の対策員を装った詐欺行為や悪徳商法にご注意ください。
対策作業で費用が発生することは絶対にありません。
対策員は身分証明書を所持しています。不審に感じられた方はコールセンターへお問い合わせください。

受付時間 ● 午前9時～午後10時(年中無休)

問合せ ● 700MHz(メガヘルツ)テレビ受信障害対策

コールセンター

フリーダイヤル ☎ 0120-700-012

※IP電話等で上記番号につながらない場合は、050-3786-0700にお掛けください。



道路の占用には許可が必要です

交通の用途以外にも路上や地下には電話、電気、ガス、水道などのライフラインや企業の広告看板、排水管などが数多く存在しています。道路等に工作物や施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路占用許可申請書を提出して「道路管理者」の許可を受けなければなりません。

問合せ ● 都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

生活環境課からのお知らせ

乾燥汚泥発酵肥料『環境君』を無料で配布

町では農業集落排水で発生した汚泥を原料に肥料を作っています。家庭菜園や花壇への利用など、ご希望の方は事前にご連絡ください。

家庭用生ごみ処理機等の購入補助金

購入費用の2分の1を補助します。ごみの減量化と堆肥化にお役立てください。

- 生ごみ処理機(上限25,000円) ※7年度につき1基まで
生ごみ処理容器(上限3,000円) ※1年度につき2基まで

※予算に限りがありますので、早めにお申し込みください。

問合せ ● 生活環境課環境係 ☎ 76-5406

千葉県動物愛護センターからお知らせ

犬のしつけ方教室 基礎講座【事前予約制】

※飼い犬は同伴できません。

とき ● 1月17日(金)、2月13日(木)、3月9日(月)

午前10時～正午(受付は午前9時30分)

受講料 ● 無料 募集人員 ● 先着20組

犬のしつけ方教室 実技講座【事前予約制】

※飼い犬と同伴です。

とき ● 1月17日(金)、2月9日(日)、3月9日(月)

午後1時～3時(受付は午後0時30分)

受講料 ● 3000円(消費税別)

募集人員 ● 3組以上10組まで

※実技講座は(公財)千葉県動物保護管理協会が開催します。

問合せ ● 千葉県動物愛護センター (富里市御料709-1)

☎ 0476-93-5711



千葉県男女共同参画フェスティバル

とき ● 1月19日(日) 午後1時～4時30分

ところ ● 千葉市生涯学習センター

概要 ● 【第1部 講演会】午後1時～3時

演台：笑う門には福来たる！

講師：柳家 三之助 氏(銚子ふるさと大使)

【第2部 ワークショップ】午後3時～4時30分

6つ程度の団体が楽しく学べる場や体験の場などを出展します。

定員 ● 300名(申込先着順) 参加費 ● 無料

申込方法 ● 郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いてFAXまたはメール

電話での申込みも可。 ※1月10日(金)午後5時までに申し込みください。

問合せ ● 千葉県男女共同参画センター (月曜休み、月曜が祝日の場合は火曜)

☎ 043-420-8411

FAX 043-420-8581

✉ kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

多古町いきいき健康ポイントの申請はお早めに！

いきいき健康ポイントの申請の締め切りは3月13日(金)までにです。

申請場所 ● 保健福祉センター

持ち物 ● いきいき健康ポイント申請用紙(1000ポイント以上貯まったもの)

問合せ ● 保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185

市民健康教室の開催

とき ● 1月16日(木)午後2時～3時 ところ ● 県立佐原病院

内容 ● 認知症予防について 講師 ● 当院 認知症看護認定看護師 神澤由佳 氏

問合せ ● 県立佐原病院 地域連携室 ☎ 0478-54-1231

無料相談いろいろ

消費者相談

1月10日(金)

午前10時～午後3時

コミュニティプラザ1階 会議室

(控室は第1研修室)

次回は2月7日(金)開催予定

申込期間1月31日(金)まで

圏産業経済課経済振興係

☎ 76-5404

若者の就労相談

1月10日(金)

午前10時～午後5時

役場1階 第2会議室

対象 15歳以上40歳未満の自立(就

労)に悩みを抱えている若者または

その保護者

圏ちば北総地域若者サポートステーション

☎ 0476-24-7880

住民相談

1月22日(水)

午前9時30分～午後3時

役場1階 第2会議室

圏住民課住民係 ☎ 76-5401

家庭教育相談

(火・水・木曜日)

午後1時30分～3時30分

コミュニティプラザ2階 相談室

圏生涯学習課社会教育係 ☎ 76-7811

心配ごと相談

(毎週水曜日)

午後1時30分～3時30分

社会福祉協議会

圏社会福祉協議会 ☎ 76-5940

健康相談

(月～金曜日)

午前9時30分～11時

保健福祉センター内 健康相談室

圏保健福祉課健康づくり係

☎ 76-3185

司法書士相談

1月11日(土)

午後1時～5時

旭市民会館

内容 登記・法律・債務整理など

予約 1月9日(木)まで

圏司法書士林事務所

☎ 63-5652

行政書士相談

1月19日(日)

午後1時30分～4時

匝瑳市民ふれあいセンター

内容 相続・遺言・協議書など

圏加藤行政書士事務所

☎ 73-4751

相談日が祝日の場合はお問い合わせください。

～消費喚起プレミアム商品券～

対象となる可能性がある方には既に申請書を送付しています。

申請希望の方は、お早めに申請をお願いします。商品券の使用期限は、令和2年3月31日まで。

問合せ ● 産業経済課経済振興係

☎ 76-5404